令和2年6月15日

(公財)中央果実協会指導部

自然災害により甚大な被害を受けた果樹園地に係る果樹経営支援対策事業と未収益期間支援事業の取り扱いについて

1. 果樹経営支援対策事業により改植、新植又は高接を行った園地が、事業実施後8年間を経過しない間に自然災害により被害を受けた場合、支援対象者が自ら補植等を行い、従前の状況に復旧することとしている。これは支援対象者の責任において果樹共済の加入等適切な措置をとることにより被害に対応し、引き続き補助事業の目的の達成を求めているためである。
2. 一方、近年、過去に例を見ない甚大な被害をもたらした自然災害が多発しており、果樹園地によっては支援対象者自らの努力だけでは復旧が極めて困難な事例が生じている。

　　このため、Ｑ＆Ａにおいて「復旧が不可能であって補助対象財産の処分に係る収益がないものについては、災害報告書の確認を受けることにより元の補助事業を終了することができる場合がある」旨を定め、具体的には個別の状況を踏まえ判断することとしている。その際、既に交付された補助金については、別紙の「補助金の取り扱いの考え方」に基づき、措置することとされた。

1. 自然災害により被害を受けた園地について被害報告を提出し、事業終了が認められた園地については、その後の4年後及び8年後の産地協議会による確認は不要とするとともに、当該園地において果樹経営支援対策事業及び未収益期間支援事業の実施は可能である。
2. 今後、自然災害によりほ場の流出等甚大な被害を受けた園地においては、以上の考え方に基づき対応していくこととするので、道府県基金協会及び受皿団体の担当者におかれては適切に対応いただくようお願いする。

また、添付したＱ＆Ａ及び資料については、原則として道府県基金協会及び受皿団体の関係者限りとし、印刷物又はファイルとして外部に示さないよう申し添える。

1. なお、自然災害により甚大な被害を受けた園地について、災害報告を提出せず事業の終了が認められていない場合、後日、8年後確認を行ったとき適切な栽培本数が植栽・栽培管理されていない園地については、補助金の返還等があり得ることに注意願いたい。